

平成26年5月14日
薬事衛生課長
多田実次
外線 225-1440
内線 4 1 5 0

平成26年度不正大麻・けし撲滅運動について

大麻及び麻薬の原料となるけしは、大麻取締法、あへん法等により厳しい規制の対象とされており、不正栽培の防止及び自生の大麻・けしを一掃することは、事犯予防の見地からも重要な意味をもっている。

このため、厚生労働省及び都道府県では、昭和35年から大麻・けしに関する正しい知識の普及及び不正大麻・けしの発見、除去を図るため「不正大麻・けし撲滅運動」を関係機関の協力を得て実施している。

本県においても、例年期間を定めて、不正大麻・けしの撲滅に努めており、本年度においても、標記の運動を別紙要綱に基づき、実施することとしている。

記

- 1 実施期間 平成26年5月15日（木）～6月30日（月）
- 2 実施概要 運動期間中、関係機関の協力を得て県内の不正大麻・けし撲滅に係る監視パトロールを実施するとともに、本運動の趣旨の徹底を図り、不正大麻・けしの発見、除去に努める。

(参考)

- 1 石川県における近年の不正大麻・けしの発見、除去状況
(1) 大麻については、過去10年間発見なし
(2) けし

年度	21	22	23	24	25
件数	1件	29件	5件	4件	5件
株数	1,016株	9,470株	303株	963株	413株

- 2 全国の不正大麻・けしの発見状況（平成24年度）

	全 国	北陸3県
大 麻	1,705,322株	0株
け し	899,432株	4,379株
計	2,604,754株	4,379株

- 3 運動期間終了後、不正大麻・けし発見状況について資料提供する予定
(添付書類) 平成26年度不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

(別紙)

平成 26 年度不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

第 1 目的

大麻及びけしに係る事犯の発生は、関係機関の努力にもかかわらず依然として後を絶たない現状にある。これは、大麻・けしに対する正しい知識が欠如していること及び関係法令が十分に周知されていないことに起因するので、この運動を通じ、不正栽培及び自生の大麻・けしを全面的に撲滅するため、広く一般に対して大麻・けしに関する知識を浸透させることを目的とする。

第 2 名称

平成 26 年度不正大麻・けし撲滅運動

第 3 実施期間

平成 26 年 5 月 15 日（木）から 6 月 30 日（月）まで

第 4 実施機関

主催 厚生労働省、石川県

協賛 石川県薬物乱用対策推進本部

第 5 実施事項

(1) 広報機関等による啓発指導

各団体の広報組織を活用するとともに、報道機関に協力を求め、この運動の趣旨の普及徹底を図る。

(2) 児童・生徒に対する啓発指導

教育委員会の協力を得て、小・中学校の児童・生徒に対し、学校薬剤師等を通じて視聴覚教材等によりこの運動の趣旨を普及する。

(3) 集会等の活用

各種団体が行う集会等を利用して講師の派遣、視聴覚教材等により、大麻・けしについての正しい知識を普及し、更に不正大麻・けしを発見した場合には、石川県健康福祉部薬事衛生課、保健福祉センター又は警察署に通報するよう本運動の趣旨の徹底を図る。

(4) 不正大麻・けしの発見除去等

石川県健康福祉部薬事衛生課及び保健福祉センターは、関係機関と緊密な連携を保ち、不正に栽培されている大麻・けしの実見に努め、これを発見したとき、又は一般から通報があったときには、速やかにこれを除去する等所要の措置を講ずる。